

平成30年1月31日 薬局間小分け用紙の変更についての解説

納品書兼領収書

佐世保市〇〇町123-4 ●●薬局 様		平成30年2月6日				
医薬品名	数量	薬価	金額	期限	Lot	貯法/注意
ロキソニン錠60mg	14 錠	15.90	¥222.6			
合 計			¥222.6			
消 費 税			¥17.8			
総 合 計			¥240.4			

*記載の日から3年間保存(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則)
**領収書は7年間保存(法人税法)

領収金額 ¥241

住 所
薬 局 名
電話番号

譲渡者

薬 局 控

譲受薬局情報		確認事項	
住 所: 佐世保市〇〇町123-4	①	薬局開設許可証: ☐ 確認 ☐ 常時取引関係	②
薬 局 名: ●●薬局 様		受 領 者: _____	
電話番号: 0956-**-**** Fax番号: 0956-**-****		⑤ 身元確認資料: ☐ 社員証 ☐ 配達伝票	
薬局開設許可番号: 2**NY**** 有効期限: 平成**年*月**日			
譲受医薬品の添付文書はPMDAホームページより入手	③		

平成30年2月6日						
医薬品名	数量	薬価	金額	期限	Lot	貯法/注意
ロキソニン錠60mg	14 錠	15.90	¥222.6			
合 計			¥222.6			
消 費 税			¥17.8			
総 合 計			¥240.4			

*記載の日から3年間保存(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則)

上部の表とリンク

参考資料

A) 厚生省令の改正	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 施行規則の一部を改正する省令等の施行について http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-Iyakushokuhinkyoku/0000180257.pdf
B) Q & A	偽造医薬品の流通防止に係る省令改正に関するQ & Aについて http://nps.umin.jp/new_nps/docs/tuchi/h30/h300110_jimu_koroshio_ivaku_somuka.pdf
C) 日薬ガイドライン	薬局間における医療用医薬品の譲受・譲渡に関するガイドライン http://www.nichiyaku.or.jp/action/wp-content/uploads/2017/04/170403_2.pdf

- ① 受取薬局の情報を入力。今回から譲渡薬局において購入者等の氏名または名称、住所及び電話番号等が書面記載事項として追加された。参考資料A) P2 ⑥
- ② ①を確認するために提示を受けた資料が書面記載事項として追加された。参考資料A) P2 ⑦。ただし、購入者と常時取引関係にある場合、薬局開設許可証等は初回のみ確認・記録する事で以後は省略可能。参考資料A) P2 (1)。常時取引関係については参考資料B) P4 問8を参照
- ③ 医薬品の譲渡時には添付文書の添付が必要である。(参考資料C) P5など)。受取薬局がPMDAのホームページにて該当する薬剤の添付文書を入手することで、販売側の薬局の手間・負担が軽減できる。販売時に添付文書は不要という受取薬局の意思を明確にするための押印。※FAX前に押印して、白黒の印影でも可。
- ④ エクセルファイルを開いた日付が表示されるので、必要に応じて適宜変更。
- ⑤ 受領者の欄は「薬を実際に受け取った者」を記録する。受取薬局の職員の場合は社員証等で身元確認をする(名刺は不可)。参考資料B) P2 問1。自社以外の者(卸売業者の担当者など)に代理で取引を依頼する場合、受領者は代理の者(ex. 卸の担当者)となり、受取薬局から指示を受けた事を示す資料が必要となる。参考資料A) P2 ⑧。
- ⑥ 医薬品渡した者(担当薬剤師または窓口対応者)。参考資料C) P7

エクセルファイルの活用に関するヒント

①部分に自薬局の情報を入力後、ファイルを保存する際に、下記の手順でテンプレート形式で保存しておくこと小分けデータが上書き保存されないのて便利。

【名前をつけて保存】→ファイルの種類を【EXCEL テンプレート】に変更(ファイル名・保存場所は任意)→保存